

〔評価結果の公表様式〕

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関情報

評価機関名： 愛知県社会福祉協議会 福祉サービス第三者評価事業所 (認証番号:20地福第1389-1号)
訪問調査 実施日： 平成23年1月27日(木)

②事業者情報

名称:(法人名)社会福祉法人三和福祉会 (施設名) 三和第一保育園	種別:(施設種別)保育所 (基準の種類)児童福祉施設(保育所版)
代表者氏名:(施設長)仲本正和	定員(利用人数):160名
所在地:〒496-0876 愛知県津島市大縄町9-43	TEL 0567-28-7576

③総評

<p>◇特に評価の高い点</p> <p>社会福祉法人三和福祉会は、昭和40年に保育所を開設し、地域社会の要望により現在三和第二保育園を含む二つの保育園を運営している。三和第一保育園は、近隣に高等学校や中学校を有する文教地区に位置している。職員育成に関し力を注いでいる事は特筆できるものであり、その成果として園児等のプライバシー保護やマニュアル周知等の基本的行動が確立されている上に、保育目標に記されている「思いやり」の気持ちが保育士の中に特に入っている。</p> <p>また、お泊り保育や敬老会訪問等様々な行事の他に、卒園児を対象とした行事を毎年行っている事は、保護者にとって頼もしく安心であり、高く評価できる。</p>
<p>◇改善を求められる点</p> <p>人事考課について、現行方法でも職員への効果は期待できるが、客観的スケールを取り入れて公平性を高めることが望まれる。</p> <p>苦情解決の公表に関し、全ての苦情について、苦情を申し出た保護者等に配慮した上で、苦情の内容及び解決方法や結果を公表することが望まれる。</p>

④第三者評価結果に対する事業者のコメント

<p>第三者評価を受けて、園及び職員全体の意識も大きく向上したのと思われます。 又、目に見えなかった、気づかなかった点も指摘して頂き、更なる園の向上へとつなげていきたいと考えます。 多種多様な社会のニーズにできる限り応えられる様、園のシステム・職員の自己研鑽等向上を計り、今後も子供たちの健やかな成長を願って、思いやりのある保育を目指して頑張っていきたいと思ひます。</p>

⑤第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

評価項目(細目)の評価結果(保育所)

※すべての評価細目(82項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。			
	I-1-(1)-① 理念が明文化されている。	保 1	Ⓐ ・ b ・ c
	I-1-(1)-② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	保 2	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(2) 理念、基本方針が周知されている。			
	I-1-(2)-① 理念や基本方針が職員に周知されている。	保 3	Ⓐ ・ b ・ c
	I-1-(2)-② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	保 4	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

理念、基本方針、目標が事業計画書及びしおり等に明示され、職員には会議にて保護者には入園時や保護者会総会時に説明されている。

I-2 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
	I-2-(1)-① 中・長期計画が策定されている。	保 5	Ⓐ ・ b ・ c
	I-2-(1)-② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	保 6	Ⓐ ・ b ・ c
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
	I-2-(2)-① 事業計画の策定が組織的に行われている。	保 7	Ⓐ ・ b ・ c
	I-2-(2)-② 事業計画が職員に周知されている。	保 8	Ⓐ ・ b ・ c
	I-2-(2)-③ 事業計画が利用者等に周知されている。	保 9	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

策定された中・長期計画には収支の裏づけが明記してある。また、中・長期計画に基づく事業計画が職員参画による協議で作成されている。

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
I-3-(1)-①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	保 10	Ⓐ ・ b ・ c
I-3-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保 11	Ⓐ ・ b ・ c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
I-3-(2)-①	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	保 12	Ⓐ ・ b ・ c
I-3-(2)-②	経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	保 13	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

管理者の役割を記した書面を基に会議で説明している。また管理者は、法令順守や現場の業務効率化についても会議を通じて職員に説明し、保育サービスの質の向上を図っている。

評価対象 II 組織の運営管理

II-1 経営状況の把握

		第三者評価結果	
II-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
II-1-(1)-①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	保 14	Ⓐ ・ b ・ c
II-1-(1)-②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	保 15	Ⓐ ・ b ・ c
II-1-(1)-③	外部監査が実施されている。	保 16	a ・ b ・ ㉔

評価機関のコメント

保育所の位置しているエリア地図をもとに市の次世代支援行動計画を参考にして、地域の子どもの数、世帯構成、特徴等を収集し分析している。
外部監査は実施していない。これについては、法人運営の透明性の確保を目的とする戦略として、検討する価値はあると考える。

II-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果	
II-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。			
II-2-(1)-①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	保 17	Ⓐ ・ b ・ c
II-2-(1)-②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	保 18	a ・ ㉔ ・ c
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	保 19	Ⓐ ・ b ・ c
II-2-(2)-②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	保 20	Ⓐ ・ b ・ c

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
	II-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	保 21	① ・ b ・ c
	II-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	保 22	① ・ b ・ c
	II-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	保 23	① ・ b ・ c
II-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。			
	II-2-(4)-① 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取り組みをしている。	保 24	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

<p>職員の質の向上や就業状況改善について、丁寧かつ個々に配慮されている。特に職員の研修については、個別の研修計画が策定され、実施後の検証及び見直しが適切になされており高く評価できる。また人事考課も実施されている。これについては、客観性または公平性に関し更なる工夫が望まれる。</p>
--

II-3 安全管理

			第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。			
	II-3-(1)-① 緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	保 25	① ・ b ・ c
	II-3-(1)-② 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	保 26	① ・ b ・ c
	II-3-(1)-③ 感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	保 27	① ・ b ・ c
	II-3-(1)-④ 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	保 28	① ・ b ・ c
	II-3-(1)-⑤ 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	保 29	① ・ b ・ c
	II-3-(1)-⑥ 事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。	保 30	① ・ b ・ c
	II-3-(1)-⑦ 事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	保 31	① ・ b ・ c
	II-3-(1)-⑧ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	保 32	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

<p>利用者の安全を確保するために、感染症、事故、食中毒等に対するマニュアルが整備され職員に周知及び研修がなされている。その中で、緊急時対応方法については、例えばマニュアルを全職員配布に加えて各部屋に設置するといった工夫が望まれる。</p>
--

II-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-①	利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	保 33	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(1)-②	保育所が有する機能を地域に還元している。	保 34	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(1)-③	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	保 35	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-①	必要な社会資源を明確にしている。	保 36	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(2)-②	関係機関等との連携が適切に行われている。	保 37	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-①	地域の福祉ニーズを把握している。	保 38	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	保 39	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

地域との関わりについて、老人施設への慰問や中学生職場体験実習の受け入れを積極的に実施している。また地域ニーズの把握に努めており、その一つとして子育て相談を実施している。
地域との関わりを多く持っているのをこれを発展させる効果のためにも、例えばホームページを立ち上げるなどの工夫が望まれる。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-①	利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	保 40	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(1)-②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	保 41	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。			
Ⅲ-1-(2)-①	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るなど利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	保 42	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ-1-(3)-①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	保 43	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3)-②	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	保 44	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3)-③	利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	保 45	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

プライバシー保護が徹底されており、利用者を尊重する仕組みが確立されている。また個人懇談や行事アンケートの実施により、利用者の満足度を上げる取り組みがなされている。この満足度に関しては、行事を含む全てのサービスに関するアンケートとして、次年度から毎年実施することが望まれる。
苦情解決に関しては、適切に処理及び対応をしているが、公表については一部のため、意見や要望を含め苦情を申し出た保護者等に配慮した上で、苦情内容及び解決方法、結果等を全て公表することが望まれる。

Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
Ⅲ-2-(1)-①	サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。 保 46	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(1)-②	評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善計画を立て実施している。 保 47	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(2)-①	提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。 保 48	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(2)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。 保 49	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。 保 50	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。 保 51	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。 保 52	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

<p>個々のサービスに関する標準的な実施方法が適切に整備され、会議等で見直しも行われている。利用者一人ひとりの保育の実施状況等について適切な記録及び管理がなされている。</p>
--

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
Ⅲ-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。 保 53	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。 保 54	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
Ⅲ-3-(2)-①	保育所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。 保 55	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

<p>入園希望者に対し、しおり等書面を基に諸経費を含めて分かりやすく説明している。また卒園や保育所変更の際には、その後の相談窓口が記された書面を渡している。更に卒園児を対象とした行事を実施している。</p>

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
Ⅲ-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	保 56 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-4-(2)-①	サービス実施計画を適切に策定している。	保 57 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-4-(2)-②	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 58 (a) ・ b ・ c

評価機関のコメント

保育計画策定に関し、統一された様式により適切にアセスメントが行われ、また見直しを実施されている。
--

Ⅲ-5 保育の固有サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-5-(1) 健康管理・食事サービスが適切に行われている。		
Ⅲ-5-(1)-①	登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	保 59 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-②	健康診断・歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	保 60 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-③	食事を楽しむことができる工夫をしている。	保 61 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-④	子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	保 62 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-⑤	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	保 63 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-⑥	アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て適切な対応を行っている。	保 64 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2) 保育環境が適切に整備されている。		
Ⅲ-5-(2)-①	子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保 65 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-②	生活の場に相応しい環境とする取組を行っている。	保 66 (a) ・ b ・ c

Ⅲ-5-(3) 保育内容が適切に行われている。		
Ⅲ-5-(3)-①	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	保 67 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-②	基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対処している。	保 68 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-③	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	保 69 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-④	身近な自然や社会と関われるような取組がなされている。	保 70 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑤	さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	保 71 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑥	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮されている。	保 72 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑦	子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮している。	保 73 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑧	性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。	保 74 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑨	乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 75 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑩	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 76 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑪	障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 77 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑫	一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を考慮しながら行っている。	保 78 非該当
Ⅲ-5-(4) 入所児童の保護者の育児支援が適切に行われている。		
Ⅲ-5-(4)-①	一人ひとりの保護者と、日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。	保 79 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(4)-②	家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	保 80 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(4)-③	虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに保育所長まで届く体制になっている。	保 81 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(4)-④	虐待を受けていると疑われている子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。	保 82 (a) ・ b ・ c

評価機関のコメント

食事に関し、献立表やレシピの配布、サンプル食の掲示等により保護者に知らせている。またアレルギー疾患を持つ子どもに対しては、医師の指示書に加えて毎月の具体的献立について保護者参加による話し合いと確認を行っている。ボランティアによる読み聞かせや紙芝居等を積極的に取り入れている。また社会的ルールが身に付くような遊びや、役割を果たせるような当番活動を行っている。保護者とは個人懇談のほか、送迎時や連絡帳にて情報交換を行っており、その内容が適切に記録されている。